

論文 日本人満洲移民用地の獲得と現地中国人の強制移住

著者	劉 含発
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	44
号	4
ページ	20-49
発行年	2003-04
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007797

日本人満洲移民事業の獲得と現地中国人の強制移住

リュウ ガン パツ
劉 含 堯

はじめに

初期移民事業の獲得状況
国策移民事業の用地獲得状況
現地住民による土地買収への抵抗
現地住民の強制移住状況
内国開拓民の種類
内国開拓民の生活状況

おわりに

はじめに

日本人農民が満洲に移民を本格的に開始するのは満洲国が作り上げられてからである。日本人の満洲移民にあたって、既耕地に入植するか、未開墾の荒地に入植するかは、入植した日本人農民の営農に大きな影響を与える。実際に行われたのは既耕地への入植であり、その結果現地住民は多大の影響を受けた。したがって移民事業の獲得過程を解明することによって、日本の満洲移民政策の性格を論証することができよう。

本稿では、移民事業の獲得について次の3点を検討する。(1)日本人移民の全期を初期移民事業および国策移民事業に分けて、移民事業の獲得形態を検討する。(2)移民事業政策の変化が移民事業用地買収に及ぼした影響を及ぼしたのかを解明する。(3)移民事業用地買収の特徴を明らかにする。

移民事業の獲得については、日中両国の研究

者によって多くの研究成果が出されている^(注1)。だが、これまでの研究は移民事業の獲得過程、すなわち用地の買収経緯をほとんど解明していない。そこで、筆者はこの問題を明らかにするために、中国の旧移民事業と日本の移民送出母村における聞き取りおよび移民経験者の回想録、また戦前の雑誌に掲載された記事にもとづいて、満洲移民のための土地獲得状況とその背景を究明する。

また、既耕地が移民事業用地として買収され、そこに日本人移民が入ったことによって、それまでその土地を耕作していた現地住民は他の場所への移住を余儀なくされた。そこで本稿では、もうひとつの課題として、既耕地買収による、(1)現地住民の被害状況およびそれに対する反対運動の状況、(2)日本人移民の入植によって現地住民はどこへ移住させられたのかを、これまで行ってきた筆者のフィールドワークにおいて得た資料と現存する資料によって明らかにする。

日本敗戦まで、満洲国立開拓研究所などの機関は、数多くの移民農家経済調査を行っているが、満洲移民の入植が現地住民に与えた影響は、これらの研究の視野にはまったく入っておらず、調査もなされなかった^(注2)。日本では戦後も本格的に現地住民の移住問題が研究されたことはない^(注3)。また、中国では、中国東北淪陷

十四年史編纂委員会が満洲移民を含めた中国東北植民地期の歴史研究を着実に進めており、満洲移民の入植地の現地住民への聞き取りも行われているが^(注4)、それらは緒についたばかりであり、日本帝国主義の侵略政策を批判するための侵略証言の収集と聞き取り調査が中心である。

初期移民用地の獲得状況

1932年9月、第1次武装移民団が吉林省依蘭県(のち樺川県に編入、現在の樺南県)に入植した。1932年の第1次武装移民から35年の第4次武装移民までは、在郷軍人を主体とする武装移民をその特徴としており、武装移民期と言われる。第1次移民から1936年の第5次移民までは、日本人満洲移民の試験移民期であったともされる。

1932年6月の第62回臨時議会で「満洲移住地および産業調査に関する経費」10万544円が承認され、また同年8月30日、第63回議会では「昭和七年度拓務省所管予定経費追加」として20万7850円の「満洲試験移民費」を可決した。それと前後して満洲現地では、東宮鉄男および関東軍統治部が移民用地の獲得活動を開始していた。

1932年7月16日吉林軍司令官顧問大迫通貞は、関東軍司令官に「依蘭地方在郷軍人移民二関スル土地問題ニ付、本日省長及警備司令官ト交渉ノ結果、李杜ノ逆産及官有未墾地ニシテ差当リ提供シ得ベキモノ、佳木斯及富錦附近ニ各一万町歩アリ」[喜多 1944, 80]という内容の電報を打った。これを受けて、9月2～3日、関東軍統治部は「第一次屯墾移民協議会」を開いて、

「佳木斯移民実施要領案」を作成した。この「要領案」では、移民用地について、「移民地：吉林省樺川県佳木斯附近。面積：約二万町歩。条件：成ルべく廉価ニテ提供セシメ其ノ代金ハ一定期間据置ノ上年賦ヲ以テ支払ウヲナスコト」とされている[喜多 1944, 88]。一方、拓務省は中村孝二郎拓務技師を班長とする移民地調査班を編成し、関東軍の警備下で、9月12日から28日の間、樺川県の永豊鎮と柳河鎮の現地調査を行った。

1932年10月15日、第1次武装移民団423人は吉林省佳木斯に到着し、佳木スの治安維持を担った。移民団長と関東軍関係者は、移民用地の買収について、樺川県長唐純礼と交渉を行い、永豊鎮の孟家崗を移民用地とすることに合意し、翌33年3月28日樺川県永豊鎮で「第一次特別移民用地議定書」が作成された。議定書の内容は次のとおりである。「一、方針」では、「用地八成ル可ク一地主ニ集団スルコト」、「現在耕作中ノ満洲人ノ生活ニ脅威ヲ及ボサバルコト」、「未耕地ヲ主トシテ選定スルコト」と定めている(「二、区画」は省略)。「三、用地内現住民ノ処置」では、「私有地八屯懇軍ニ買収ス」、「耕作地ヲ向陽山及ビ八虎力河岸地区ニ与フ」、「移住スルモノニ対シテ八別ニ委員ヲ設ケ之レガ指導補助ヲ行フ」、「当分用地内ニ居住ヲ希望スルモノニ対シテ八現耕地ノ約半部ノ耕地ヲ許可ス。但シ耕地及ビ期間ニ関シテ八屯墾隊長ノ承認ヲ受クルモノトス」としていた。

この議定書には多くの問題が見られる。第1に、「方針」には、「現在耕作中ノ満洲人ノ生活ニ脅威ヲ及ボサバルコト」、「未耕地ヲ主トシテ選定スルコト」と記されているが、「用地内現住民ノ処置」では、「私有地八屯懇軍ニ買収」

し、「耕作代地ヲ向陽山及ビ八虎力河岸地区ニ与フ」というように定められており、現地住民は他所へ移住せざるをえなかったことが記されている。この議定書の締結によって、移民用地の総面積は4万5000町歩、このうち「既墾地は約七百町歩あったが熟地（既墾地のうちの現耕地—引用者）は五百町歩前後で、居住民は九十九戸、約五百人であった。之等住民の大部分は土地協定の成立と同時に希望を入れて、右地区の西方及南方地区に移転さしてやり、大、小人の別を問はず一人当たり五元の移転料を給した。四月下旬には全部の移転を終了して、協定地区内に一人の満人営農者もなくなった。議定書に依る私有地の買収は同年八月一杯で完了した」とされている [喜多 1944, 123]。

当時永豊鎮の東方には未墾地が多く存在したが、第1次移民用地は、現地住民の私有地である既耕地が指定された。そして、現地住民は決められた期間内に地照^(注5)を持って、土地売買の手続きをさせられた。東宮大佐記念事業委員会(1940)に掲載されている写真では、東宮鉄男と関係者が土地買収の手続きをしている光景が写されている [東宮大佐記念事業委員会 1940, 扉ページ]。東宮などの軍人も同席している中で、現地中国人農民は耕作していた耕地を日本人に買収されたのである。

「第一次特別移民用地議定書」の調印および用地買収手続きの終了によって、第1次移民用地が確保された。しかし、これは「現在耕作中ノ滿洲人ノ生活ニ脅威ヲ及ホサバルコト」、「未耕地ヲ主トシテ選定スルコト」 [喜多 1944, 122] という当初の構想とは大きくかけ離れたものであった。現地住民の多くは耕作していた土地を手放して、決められた耕作代地に移住す

ることになった。このような第1次移民用地の獲得方式は、後の移民用地獲得に受け継がれた。1933年7月、第2次武装移民団444戸が三江省依蘭県湖南営に入植した。後の千振村である。この武装移民団は1万7262垧^(注6) (1万2428町歩)の土地を買収した。そのうち既耕地は1万2290垧 (8848町歩)で、総面積の71.2%を占めている。

当時勅力県参事官であった滝本実春の回想によると、第1次と第2次移民の土地買収は「軍は政府機関を使わずに、直接東亜勸業公司を手足として土地買収にかかった。地価は最初は熟地、荒地ならして、一垧一元というのであった。私達が依蘭に行った時分聞いた地価は、熟地一垧一五、六元、荒地一元五十銭ぐらいであったと記憶するが、これは土龍山事件後釣り上げた地価であったようだ。地券を出ししづる地主に対しては、相当強圧的な手段もとられた。兵隊が銃床で民家の壁を破り、その中にかくされていた地券を探してとりあげた例もあった」 [滝本 1965, 148] と述べられている。東亜勸業公司は、東亜勸業株式会社のことであり、満鉄の傍系会社として1921年1月20日奉天で設立され、満洲の農業開発などを主な業務としていた会社である。

1933年末までに、第1次と第2次の武装移民のほかに、日本人民間移民も多く入植したが、彼らも同じように多くの既耕地を買収した。その買収状況は当時の日本側の官製資料からも窺える。次はその例のひとつである。

1933年10月、第十師団参謀部が戦死軍人の遺族のために、北満の濱江省阿城県阿什河付近の土地を移民用地として、東亜勸業株式会社に買収させた [大東亜省 1943, 「第十節 移民用地

大規模取得」参照]。「哈爾濱警察庁長の民政部警務司長に対する報告」によると、「大同二年(1933年)十月買収に着手して、同年末に左岸の土地約5000町歩を買収完了した。(中略)阿什河の右岸の約9500町歩を買収する予定で、現在までに1700町歩を買収完了した」(注7)とされている。続いて、4日後の報告では、既耕地の買収価格を次のように記している(表1参照)(注8)。すなわち、土地を3等級に分け、買収価格は一等地は56元(時価の28%)、二等地は49元(時価の30.6%)、三等地は24元(時価の18.4%)としている。全体で時価の3分の1にすぎず、不当な廉価で移民用地を買収したことが分かる(注9)。このように、拓務省が送出した集団移民だけでなく、自由移民も廉価で既耕地を買収していたのである。

1934年1月には、関東軍司令部、哈爾濱駐屯の第十師団関係者、拓務省、東亜勸業株式会社が共同で移民用地買収班を編成して、活動を開始した。この移民用地買収班は樺川、勃力、依蘭などの県を中心に土地買収を開始し、同年2月には依蘭県の地券収集を行った。しかし、同

年3月9日に、依蘭県の土龍山で謝文東の率いる数千人の現地住民が土地買収に反対する武装蜂起を起こした。蜂起農民たちは第1次・第2次移民団を襲撃して、関東軍の飯塚朝吾連隊長以下17人を射殺した。これが土龍山事件(注10)である。この事件は関東軍と満洲国に大きな衝撃を与えた。「土龍山事件の発生を見るや中央政府に於ては顧問、参議、遠藤総務庁長以下國務院各部関係処司長及三浦吉林省総務庁長等再三の会議を重ねたる結果、遂に本問題の解決策として移民地商租事務を軍買収班より満洲国に引継ぎ(中略)、其の結果三月二十九日、次の如き機関(中央連絡協議委員会—引用者)を設置し、軍工作班(買収班—引用者)より地券並関係書類の引継を受け、新方針を以て買収並土地代金支払を開始した(引継地券一六、三四二枚、地券面積三四五、八九七垧—原注)」[満洲国軍政部顧問部 1936, 113]。移民用地の買収に反対する「土龍山事件」のため、関東軍は土地買収から手を引いて、満洲国政府が行うこととしたのである。移民用地買収の反対運動については、第 節で改めて論じる。

「土龍山事件」後の第3次移民を例として、移民用地の買収価格を決める基準を見よう。

「商租に當りては県長を委員長とする県官民要人、拓務省、東亜勸業会社を以て組織する合議機関たる土地商租委員会を設け商租事務の重要事項は本委員会の決議に俟つこと。土地は左の四種に分ち夫々最高価格を定ること。熟地(現耕地)、二荒地上(二、三年来の廢耕地)、二荒地地下(十年来の廢耕地)、荒地(未耕地)。また、地価決定には土地種別即ち熟地、二荒地上下、荒地の四種と土地の等級とを按照す、而て土地の等級は左(下—引用者)の三ヶ条に準據し之

表1 阿什河地区土地買収価格
(単位：垧，国幣元)

等級	時価(A)	買収価格(B)	B / A (%)
一 等	200	56	28.0
二 等	160	49	30.6
三 等	130	24	18.4

(出所) 「哈爾濱警察庁長給民政部警務司長報告」(1934年3月24日哈警特秘第86号)中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院編『日本帝国主义侵華档案資料選編・東北經濟略奪』北京 中華書局 1991年 714ページより筆者作成。

(注) 垧は中国の土地面積の単位で、当時の中国東北では1垧は日本の7段2畝に当たる。

を七等級に分つ。県城よりの距離，土地の乾湿，土地斜面の南北（日当たり状況一引用者）」[濱江省公署 1939, 107-108]。

まず，おおむね土地を4種類に分け，地価を7等級に分ける，ということである。

1934年10月，第3次武装移民団262戸が濱江省綏稜県北大溝に入植した。これは後の瑞穂村である。「入植地の総面積一萬九千七百十町歩の中，不可耕地は僅かに九百七十町歩であつて，爾余は可耕地である」[喜多 1944, 142]。第3次移民団の耕地はほとんど開墾されてしばらく放置された廃耕地であった^(注11)。

1935年6月，第4次武装移民団が濱江省密山県城子河に280戸，哈達河に189戸入植した。これは後の城子河開拓団と哈達河開拓団である。1936年6月，第5次移民団は濱江省密山県永安屯と朝陽屯と黒台に合計1000戸入植した。これは後の永安屯開拓団，朝陽屯開拓団，黒台開拓団と黒台信濃開拓団である。

そのうち永安屯開拓団を例にとりて，土地状

表2 永安屯開拓団土地面積¹⁾
(単位：町歩)

地 目	面 積	1戸当たり
水 田	535	1.8
畑	2,550	8.5
可耕未耕地	1,500	5.0
湿 地	500	1.6
山 林	885	2.9
原 野	500	1.6
潰 地 ²⁾	30	0.1
合 計	6,500	21.7

(出所) 永安屯開拓団史刊行会 (1978, 92) より筆者作成。

(注) 1) 昭和12年度調査概算。

2) 潰地とは，崩壊して一時的に使用できない農耕地である。

況をしてみる(表2参照)。入植直後の1937年には、「水田可耕面積は約一、町あるとみられ，現在五 余町開田されている。この水田は主として鮮人が開発したものである(中略)。畑は満人が耕作していた耕地であった。幾年前から開墾されたか確実なところはわからないが，四十年位前から開かれたのであろう」[永安屯開拓団史刊行会 1978, 92]とされている。この記述によれば，永安屯開拓団は現地農民が耕作していた大量の水田と畑を入植時に所有したことが分る。

第5次移民団からは，より多くの日本人農業移民を送出するために，それまでの移民の応募資格にあった在郷軍人であることという条件が除かれた。このため第1次から第4次までの移民は武装移民と言われる。また，第5次までの移民は試験移民と言われ，また自衛移民とも言われる。本稿ではその後の大規模な国策移民と区別するために，第5次までの移民を初期移民と呼ぶことにする。

移民の時期区分について，満州移民史研究会(1976)は，試験移民期，本格的移民期，太平洋戦争期という3つの時期に区分している。これまでの日本と中国の研究では，ほとんどこの説にしたがっているが，国家政策として「二十ヶ年百万戸移民計画」が1936年から実施されて以来，太平洋戦争勃発後も，満洲移民の国策は変わりなく敗戦まで続いた。しかも，移民送出人数の減少は太平洋戦争が勃発した1941年12月からではなく，日中全面戦争が勃発後の38年から計画数を達せず，40年から実際の送出数も減少した^(注12)。これらの点から，本稿では移民の時期区分については，1932年から35年までの間を初期移民とし，36年から45年までの間を国策

表3 初期移民状況 (1937年1月現在)

(単位：戸、人)

次別	年度	送出戸数	現在戸数	現在人口	入植地
第1次	1932	493	337	913	三江省樺川県永豊鎮
第2次	1933	494	322	845	三江省依蘭県湖南営
第3次	1934	298	240	516	濱江省綏稜県北大溝
第4次	1935	310	298	377	濱江省密山県城子河
同上	同上	190	186	266	同 哈達河
第5次	1936	57	57	57	同 永安屯
同上	同上	53	51	51	同 朝陽屯
同上	同上	51	50	50	同 黒台
同上	同上	52	52	52	同 黒台信濃

(出所) 『満洲経済年報』昭和12年版・上 86ページ。

(注) 第5次移民は先遣隊である。

移民期という2期に区分する。

1932年の第1次移民団から36年の第5次移民団までに、合計1998戸の農家が送出された。表3は拓務省初期移民状況である。初期移民では、拓務省の組織した集団移民のほかに、自由移民^(注13)として、1933年3月興安南省通遼県銭家店に入植した天照園移民、34年11月濱江省阿城県阿什河右岸に入植した天理村移民、34年2月東滿総省寧安県鏡泊地区に入植した鏡泊学園移民や、満鉄が組織した鉄道自警村^(注14)移民もあったが、これらは自由移民であるため、表3には含めていない。

1934年6月、関東軍は満洲移民を統括する移民部を解散して、その業務を特務部第三委員会に帰属させた。同年8月、この委員会は「満洲農業移民根本方策案」を作成した。この方策案には、日本人満洲移民の趣旨から移民の農業経営、助成まで、全般的に取り上げられている。同年11月26日から12月6日の間、移民状況および今後の移民計画を検討するために、関東軍は

新京で「対満農業移民会議」（「第一回移民会議」とも言う）を開催した。この会議では関東軍特務部第三委員会が提出した「満洲農業移民根本方策案」が検討された。そして、この会議では、「軍（関東軍—引用者）はあくまでも支持者、援助者の立場である点を明らかにしたことも注意すべきである」[満洲開拓史復刊委員会1980, 159]とされている。1935年5月拓務省は関東軍の「満洲農業移民根本方策案」にもとづいて、「満洲移民に関する根本方策案」を作成した。拓務省の方策案は1936年からの15年間で、10万戸の日本人移民を満洲に送出する計画であった。しかし、この移民方案は実施されないまま、国策移民期の大規模移民案に代えられた。

初期移民の用地買収では、関東軍がその主導権を握っていることがもっとも大きな特徴である。1933年第1次移民用地の選定に際して、関東軍参謀長小磯国昭は「土地買収方依頼ノ件」を満洲国国务院総務庁長、第十師団参謀長、満

鉄副総裁宛に通牒して、移民用地買収の協力を求めた。初期移民の農業用地買収過程においては、関東軍が軍事的な観点から、移民地を決めて買収計画を立て、その後に軍の威力で現地農民に服従を強いて買収を行った。満洲移民の経験者によって編集された満洲開拓史復刊委員会(1980)は、初期移民の土地買収状況について、次のように述べている。「日本人移住用地の大量取得が開始されたことが、原住民^(注15)に大きな衝撃を与えたことは、先づ間違いないであろう。この吉林省東北部一帯における日本人移住用地の大量取得が、日満両国間において正式に決定され実施に移されたのは、昭和九年一月以降であり、土地買収に関する布告は、日本軍司令官と満洲国側とからそれぞれ公布された。買収の実務は、日本軍の命令によって、南満洲鉄道会社の傍系会社である東亜勸業株式会社がその衝に当たったが、各地の県公署にて開催された土地買収会議等には、常に所在地の駐屯軍指揮官が臨席していた」[満洲開拓史復刊委員会1980, 115]。関東軍の参謀部、移民部、特務部、そして、第十師団の参謀部の参画によって移民用地の買収が進められたのである。

初期移民用地獲得の特徴は次の3点にまとめられよう。

(1) 関東軍が主導権を握っていること。関東軍は軍事的目的で日本人移民を満洲支配の協力者として入植させた。そして、土地調査および買収手続きをする際には、関東軍が常に同行していた。

(2) 後述の土龍山事件により関東軍は土地買収の業務を満鉄の子会社である東亜勸業株式会社に移管して、東亜勸業は前面に立って買収業務を担当したが、実際には関東軍がその背後で立

案および買収地域などを決めていた。

(3) 土地買収価格は極端に廉価であり、強制的な買収であったこと。現地住民の不満の声を全く聞かず、関東軍、そして東亜勸業が一方的に買収地域と不当な廉価の買収価格を決定した。このために土龍山事件などの現地住民の反対運動を引き起こしたことはすでに見たとおりである。

初期集団移民は、1932年から36年まで5回にわたって実施されたが、軍事的な目的が最優先されたため、北満^(注16)に集中して入植した。当初、東宮鉄男は未利用地を移民用地に充てる構想を持っており、加藤完治と拓務省の計画では現地の日系企業などの所有地を移民用地に充てるとしていたにもかかわらず、これらは計画実施の際にはすべて放棄されて、多くの既耕地を含む現地住民の土地が買収されたのである。

国策移民期の用地獲得状況

1936年5月11日関東軍は「第二次移民会議」を開催した。この会議において関東軍は「満洲農業移民百万戸移住計画案」を提出した。この関東軍の案を原型として、満洲国と拓務省の修正を経て、同年8月25日、広田内閣は国策移民計画としての「二十五年百万戸移民送出計画」を決定した。こうして国策移民期に入った。1937年8月25日には広田内閣は満洲移民政策を七大国策のひとつとして決定した。同時に、満洲国政府もそれを三大基本国策のひとつとして決定している。「二十五年百万戸移民送出計画」では、1937～56年の20年間で100万戸500万人(1戸平均5人—引用者)の日本人農家を満洲に送り出すこととされている。1戸当たり20

町歩の基準^(注17)で計算すれば、計画を実行した際には、合計2000万町歩の土地が必要となる。そのうちの1000万町歩の放牧採草地に不可耕地を充当するとしても、ほかに1000万町歩の農業用地を獲得しなければならないことになる。「国土の利用状況をみると総面積一億三千万陌の中、既耕地が一千万七百万陌、未耕地が一億一千三百萬陌で、その中可耕未墾地は二千万陌（この中には相当広大な湿地帯及びアルカリ地帯がある）」とされていた[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 60ページ]。

次に移民用地の獲得方法について検討しよう。国策移民期の最初の移民計画は拓務省の「満洲農業移民百万戸移住計画」である。この計画では土地整備の方針を次のように規定している。「移民用地は国土開発、国防上の要求、交通、治安状況、耕作物等の関係を考慮して選定し主として満洲国政府において之を整備する。移民用地としては左記のものを優先的に充当し努めて先住民に悪影響を及ぼさざる様考慮するものとす。一、国有土地（逆産地^(注18)を含む）、二、公有地、三、不明地主の土地、四、其他未利用地^(注19)。ここで言われている土地整備は「開拓民の入植すべき土地を取得すること」[『満洲開拓年鑑』昭和15年版 273ページ]をさしており、国有地、公有地などの土地があげられている。また、先住民に「悪影響を及ぼさざる」ともされている。しかし、実際には後に見るように土地買収は現地住民に大きな「悪影響」を与えたのである。

1936年11月10日、「日本人移民用地整備要綱案」が関東軍参謀長通牒として作成された。この「要綱案」は先の「満洲農業移民百万戸移住計画」の土地整備方針をさらに詳細に規定して、

「一、日本人移民用地の整備については、原則として成るべく速かに土地所有権を取得する方法により、尚必要ある場合においては法規に依る留保等適当なる方法を講じ、土地の確保を図ること。二、移民用地の取得は迅速、确实且つ廉価ならしむること。三、移民用地の整備については現住民に悪影響を及ぼさざる如くすること。四、移民用地の整備については、努めて地方において特に必要とする土地開発の進展を阻害せざるやう、適当の処置を講ずること」[喜多 1944, 351]とされている。一方、日本政府は、1939年満洲開拓のもっとも重要な政策文書である「満洲開拓政策基本要綱」を決定した。「基本要綱」は移民用地の整備について、「開拓用地ノ整備ニ関シテハ原則トシテ未利用地開発主義ニ依リ之ヲ国営トス。右ノ開拓用地ハ之ヲ国家ニ於イテ管理シ其ノ方法ニ付テハ適宜有効適切ナル措置ヲ講ズルモノトス」^(注20)とされている。この「基本要綱」において、初めて移民用地取得の方針として「未利用地開発主義」が明記された。これは移民用地買収に際して既耕地の買収を追認する一方で、今後の移民用地を獲得するためには、現地住民との摩擦を緩和することが必要であったためであると考えられる。『満洲開拓年鑑』昭和16年版は、開拓用地の整備方針について、現地住民に与える悪影響を配慮した土地整備方針を次のようにより具体的に解説している。「(1)開拓用地は未利用地開発主義により原則として未利用地を整備し、(2)整備は自由売買とし地主と協議懇談し民生を危殆ならしむる如き強制的買収をせず、公平妥当なる地価を支払ひ地域も原住民と協議の上決定する」としている[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 60ページ]。

日本政府の国策移民計画である「二十五年百戸移民送出計画」にもとづいて、1937年度から実施された満洲移民第1期5カ年計画である「第一期計画実施要領」は、41年度をもって一応終了した。1941年満洲国開拓総局は「満洲開拓第二期五ヶ年計画実行方策案」を作成した。そこでは、「開拓地ノ設定並ニ施設ノ充実方策」について、「用地整備八未利用地開発主義ヲ本則トスルモ軍事上其ノ他特別ノ必要ナル場合ニ在リテハ未利用地ニ非ザル場合ト雖モ之ヲ開拓用地ト為シ得ル如クナスト共ニ必要ニ依リ公用収買ノ方途ニ付考究スルモノトス」^(注21)とされている。この規定では、「未利用地開発主義」を強調しながら、今後は既耕地も買収する方針を示している。これによって、移民事業の既耕地買収は正当化されるようになる。

土地買収の問題点について、1941年に満洲国最高検察庁は「一、買収価格ノ低廉。二、熟地ノ買収。三、未使用地ヲ買収スルト称シナカラ其ノ実多数ノ熟地ヲ買収スルコト。四、被買収地主、農民ノ転職、転住等ニ対スル保護ノ不十分。五、買収地ノ選定ニ対スル不服」^(注22)などを指摘している。1939年の「基本要綱」の移民事業の獲得方針では「未利用地開発主義」を規定していたが、実際の実施にあたってはこの規定を無視して、大量の既耕地を買収していたのである。また、移民政策の制定およびその実行に参画した満洲国國務院総務庁次長古海忠之は、第2期5カ年計画期の実施状況について次のように証言している。「1943年、偽満洲国開拓用地整備方針を変更した。開拓用地は未利用地開発主義に依り、原則として未利用地を整備し、止むを得ざる場合の外、熟地の買収を為さざること及び強制的買収に依らず、妥当なる価格を

支払ひ、東北農民との協議に依り用地の決定をなすことを産業部大臣（呂栄環）の名において発表した。此事自身、過去に於ける日本開拓用地の買収の本質が低廉不当なる価格に依つて熟地を強制買収し、東北農民の生命とも言ふべき土地を奪取せるものであることを政府が自認せるものであった」[古海 1999, 154]。この証言によると、1943年から満洲国政府は社会の安定を図るために「未利用地の開発」というように移民事業の買収方針を変えたが、日本の敗戦まで、未利用地開発主義は一貫して掲げられているが、実際には、既耕地の買収は絶え間なく続けられたのである。

次に移民事業の買収について見よう。土地買収の際には、満拓の社員と県の職員のほかに警察官が常に同席していた。このため、現地住民は強圧の下で所有する土地を売らざるを得なかった。なお、土地の売買のあとに、現地住民にとって一番肝心の土地代金の支払いが確実に行われたかどうか大きな問題として残されている。土地代金はどの程度支払われたか、あるいは、どこかの段階で消えたのかは、現存の資料だけで実証することは難しい。1991年から本年にかけて、筆者が旧満洲移民の開拓地で行ったフィールドワーク^(注23)によると、現地住民が実際に受け取った土地代金について、3つのタイプの回答が得られた。(1)確かにもらったが、少なかった^(注24)。(2)父が戸主なので私たちはよく知らない^(注25)。(3)全然もらわなかった^(注26)。

(2)の自分たちはよく知らない場合は別として、(1)、(3)のような事態が生じたのには次の3つの段階で問題があったためであると考えられる。(1)土地整備政策によると、土地代金は満拓または開拓総局から一括して県に渡す原則であった

が、その代金が満拓または開拓総局から県に渡ったか。(2)土地代金が満拓または開拓総局から県に回ってきたとして、県は代金を農民に支払ったか。(3)土地買収現場で手続きを担当する職員はその代金を農民の手に渡したか。しかし、現在では、どの段階で問題が起きたのか明らかにはできない。

たとえ土地代金をもらったとしても、その代金のごく少なかった現地住民は、それまでと同じ水準の生活を営むことは困難になった。土地代金をもらわなかった農民たちは貧窮におちいった。移民事業の買収状況については、多くの証言と当時の記録が残されている。これらによって具体的な買収状況が窺える。まず現地農民の証言を見て行こう。

「1938年、偽依蘭県役所は人を派遣して、この北靠山屯一帯はすべて国が買い取ったと言い、その後土地の権利書を、無理に取り上げてしまった。買い取ったとは言うものの、その値段は極めて低かった。当時の普通の土地価額は最低1ヘクタール30元だったが、日偽当局が支払ったのは、一律に2元にすぎなかった。(中略)農民は訴える所もなく泣き寝入りするしかなかった」[梁 1997, 35]。これは中国農民被害者の証言のひとつである。

次に移民事業の買収を担当した元龍江省長黃富俊の証言によると、1939年11月開拓総局長結城清太郎は龍江省での会議で、日滿開拓計画により、開拓総局が龍江省の泰来、鎮東、白城、洮南、安広、開通、樅榆、大赉、醴泉9県の400万余垧の土地を買収して、日本移民用地にすると発表した。1垧の価格は荒地1～2元、熟地20～40元である。龍江省も協力しろと要求されて、自分は承諾した。会議後に省の命令とし

て、各地に通知を出した。その後、各県の協力の下で、開拓総局から係員を各村へ買収に派遣した。係員は各村長を通して、地図上に書いてある地域を、決められた価格で買収し、土地所有者に期限内に地券を収め、土地代金を取りに來いと命じた。3カ月で400万垧余りの土地を買収した。買収にあたっては期限内に地券を収めないと警察が訊問に來たとされている^(注27)。

また、元吉林省長金名世の証言によると、「私が偽吉林省長在任中の1943年春に、武部六蔵が偽満洲国政府を代表して、郭爾羅斯前旗の土地18万垧を買収することを発表した。つまり、山岳地帯を除いて全部の土地を買収する予定である。土地買収の具体的な手続きは偽開拓総局により実施するが、追われた現地住民の対処は偽吉林省の責任となる。偽吉林省公署は偽開拓庁長華榮棟を農安と郭爾羅斯前旗へ派遣して、追われた農民を農安県の各地区に配置した。総計9万人ぐらいであった」[金 1993, 743]。以上は満洲国の官吏の証言である。

次に現地日本人官吏の報告である。「哈爾濱憲兵隊長の木蘭県日本開拓用地買収における原住民動向に関する報告」によると、濱江省木蘭県徳栄村開拓団用地を買収するため、県公署の協力の下で、(1942年)7月14日に地主と交渉して、194垧の開拓団用地買収の契約を結んだが、買収予定地には朝鮮族の小作農35戸180人がいる。農耕地買収は今後の自分たちの生活に関わるので、1人の代表を選出して、8月上旬に開拓総局長と開拓庁長に陳情書を提出した。買収地は、水田158垧、畑23垧、未耕地13垧、計194垧であった。1垧当たりの買収価格は水田160元、畑75元、その他2元であるが、1垧当たりの時価は、最高は水田500元、畑250元、

表4 軍の買収予定面積表

(単位：垧)

県別	可耕地面積	軍の買収予定面積	買収比率 (%)
依蘭	470,000	355,037	75.5
樺川	416,091	164,677	39.6
勃力	220,483	213,572	96.9
密山	931,500	409,487	44.0
宝清	444,400	402,361	90.6
虎林	346,000	107,285	31.0
合計	2,828,474	1,652,453	58.4

(出所) 満洲国治安部参謀司調査課「治安上看到的日本農業移民」1937年8月10日(黒龍江省档案馆・黒龍省社会科学院歴史研究所編『日本向中国東北移民』1989年 25ページ)。

その他5元、中等は水田400元、畑200元、最低は水田350元、畑180元であった。木蘭県公署に、地主の代表と省および県協和会代表を集めて、買収契約を結んだ。これに対して買収された土地の4名の地主は木蘭県の町に住んでいた。彼ら地主は買収価格の廉価に対して「県の北方に広い未耕地があるのに、ここの肥沃な既耕地を買い上げて、私たち農家にとってこれよりつらいことはない」という不満を持っていた。小作農は「私たちは10年間かかってようやくこの水田を開墾したのに、落ち着いたばかりで、他所に転出しなければならなくて、これからの生活はどうなるかわからない」と言う。県当局はい

ろいろな対策に取り組んで、なるべく早く現地農家を移転させるという方針であった^(注28)。

土地買収事例を4つ取り上げたが、いずれの証言によっても、移民事業は強制的に買収されたこと、および買収価格が不当に廉価であったことが明らかである。土地の買収は、どこでも以上の例とほとんど同じであったと考えられる。

次に土地買収全体の状況を見てみよう。表4にある各県はソ連と満洲国の国境地帯および抗日ゲリラ地区であり、関東軍はこれらの県で大規模な土地買収計画を立てた。勃力県では96.9%、宝清県では90.6%の可耕地の買収を計画していた。

1937年満洲拓殖公社が設立されたことにより、これまで東亜勸業所管の土地買収業務を受け継いだ。1938年度と39年度には、土地整備は画期的な飛躍前進を遂げたとされている[満洲拓殖公社 1940, 204]。事実、1939年度末までに、総面積571万3187陌となり、37年度末よりも、336万344陌の増加を示している。

表5の整備着手面積は土地買収計画の実施面積で、地価支払面積はそのうちの既買収面積である。「二十年百万戸移住計画」にもとづくと、日本人移民1戸10町歩の農耕地を確保するためには、1000万町歩の耕地が必要であった。

表6は康徳6(1939)年度土地買収状況である。

表5 土地整備面積表

(単位：陌)

区分 機関	整備着手面積	地価支払面積	地価未払面積
満洲国政府	8,306,000	4,875,754	3,430,246
満洲拓殖公社	11,720,000	5,925,176	5,794,824
合計	20,026,000	10,800,930	9,225,000

(出所) 喜多(1944, 364)。

表6 1939年度土地買収状況

(単位：陌)

省別	開拓総局		満洲拓殖公社		合計		
	総面積	熟地面積	総面積	熟地面積	総面積(B)	熟地面積(A)	A / B (%)
奉天	130,000	40,000	11,200	10,000	141,200	50,000	35.4
吉林	464,000	50,000	1,253,000	147,000	1,717,000	197,000	11.4
濱江	424,000	30,000	1,969,000	184,000	2,393,000	214,000	8.9
竜江	2,527,000	345,000	735,000	38,000	3,262,000	383,000	11.7
三江	481,000	15,000	6,181,000	352,000	6,662,000	367,000	5.5
北安	1,956,000	90,000			1,956,000	90,000	4.6
黒河	306,000	3,000	410,000	8,000	716,000	11,000	1.5
牡丹江	74,000	10,000	1,819,000	180,000	1,893,000	190,000	10.0
東安	792,000	10,000			972,000	10,000	1.0
間島	59,000	5,000			59,000	5,000	8.4
合計	7,223,000	598,000	12,379,200	918,000	19,602,200	1,516,000	7.7

(出所) 『満洲開拓年鑑』昭和16年版 63～64ページより筆者作成。

この年度までに、満洲国と満拓が獲得した土地の総面積は1960万2200陌^(注29)で、そのうち熟地(既耕地)面積は151万6000陌であり、総面積の7.7%を占めている。そのほかは放牧採草地、荒地などの不可耕地であると考えられる。

また、移民用地管理機関としての満拓は開拓団に配分する前の既買収地を自分の管理下に置き、そのうちの多くを現地住民に小作させることによって収入を得ていた。

表7「満拓土地管理収入累年比較」によって、満拓の年別小作収入が明らかになる。満拓の管理地は新たな移民団に配分されるため、移民団の入植にともなって管理地の面積は大きく変動している。1937年度から41年度の間では、管理地面積は39年度がもっとも多く、田畑合計46万7750陌であった。水田の場合は1938年度がもっとも多く、7万6308陌であり、その後次第に減少している。また、1940年度の小作料の収入が

もっとも多く、507万8884元にのびたのである。

次に、1941年までの日本人移民送出状況を見よう。表8は1932年第1次移民から41年第11次移民までの状況である。送出計画数と送出実績から、移民の入植の推移も窺える。第1次から第6次までは、ほぼ計画どおりに移民を送り出している。しかし、1937年度は「二十年百万戸移住計画」および「満洲移民第1期五ヶ年計画」の初年度でありながら、37年7月7日日中全面戦争が勃発して、日本国内で多くの人が召集され、また軍需生産に動員されたため、満洲移民の送出は急速に困難に陥った。同年前半期に実施された第6次の場合は、戦争勃発前に計画されたため、1937年中には計画を達成できず、39年と40年の補充入植によって、ようやく計画数の105.4%に達した。しかし、同年後半期の第7次からは、減少の傾向が現われ、1938年と

表7 満拓土地管理収入累年比較

(単位：陌，元)

年 度	土 地 状 況			土地管理純収入	
	水田	畑	合計	金額	指数
1937	5,272	83,019	88,291	781,298	100
1938	76,308	290,246	366,554	2,208,324	282
1939	21,839	445,911	467,750	3,871,737	495
1940	17,180	326,192	343,372	5,078,884	650
1941	17,548	350,964	368,512	4,842,485	619

(出所) 満洲拓殖公社 (1940, 88-89)。

表8 集団開拓農民年次別送出数

(単位：戸)

移民次別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
計画数	500	500	300	500	1,000	4,600	5,000	10,000	16,000	11,000	9,600
1932年	493										
1933年		494									
1934年			298								
1935年				500							
1936年					1,000						
1937年						4,159	1,088				
1938年							3,704	1,066			
1939年						580		5,176	1,964		
1940年						110	55	935	4,464	1,535	
1941年								400	784	2,835	506
計	493	494	298	500	1,000	4,849	4,847	7,577	7,194	4,370	
B/A (%)	98.6	98.8	98.7	100	100	105.4	96.9	75.8	44.96	39.7	5.27

(出所) 満洲事務局『満洲開拓関係統計其他』昭和17年11月(開二)。

(注) 計画数以下は送出数である。また、計画数はA、送出数はBである。

40年の2回の補充入植を経ても、計画数に達しなかった。1938年の第8次になると、3回の補充入植が行われながら、計画数の75.8%にしか達していない。この表によって、送出数において1939年がピークとなり、40年から減少し始め、41年からは大幅に減少したことが分かる。太平洋戦争への突入によって、移民送付はきわめて

困難な状態となったのである。開拓総局と満拓の買収した移民事業は年々急増しているが(表6参照)、他方、日本国内から送り出された移民数は、開拓団の先遣隊入植後、本隊の入植および数回の補充入植を経ても計画数に達せず、年々減少する傾向にあった(表8参照)。既買収の移民事業が大幅に余剰するようになったの

である。

また、膨大な移民用地が確保されたが、日本人移民は「満洲開拓政策基本要綱」に定められた「未利用地開発主義」にもとづいて、どのぐらいの原野を開墾したのか、などについては、『満洲開拓年鑑』にも開墾の実績が散在しているが、はっきりとした数字は把握できず、粉飾した統計であると思われる。

以上をまとめると、国策移民期では、国家政策のもとで大量の日本人移民が満洲に送られたが、移民用地の獲得においては、初期移民期の試験段階と比べて、以下の4つの特徴が見られる。

(1)満洲国開拓総局と満拓が協力して土地を獲得したこと。

初期移民期は軍が移民用地獲得の主体であったのに対して、国策移民期には満洲国開拓総局が主体となり、満拓が協力する形で、移民用地の獲得が行われた。

(2)移民用地を満洲全土に広げたこと。

初期移民期には、移民用地は三江省と瀋江省を中心とする北満に集中していたのに対して、国策移民期には、吉林省を中心とする中満、奉天省を中心とする南満にも拡大されていった。このように満洲の北部から南部へと拡大したことにつれて、次のような問題が生じた。未耕地が多く現地住民が少ない北満では、強制移住させられた住民も少ない。中満では、既耕地の比率と住民の密度が北満より多くなり、被害程度もそれなりに大きくなった。南満では、未耕地はほとんどなく、人口密度も高いため、強制移住させられた住民はもっとも多かった。このように北満から南満へと移民用地が拡大するにつれて、人口密度の高い地域での既耕地買収比率

が高くなり、強制移住させられる現地住民の数も増加した。

(3)日本人農業移民のためとして必要以上の土地を獲得したこと。

1939年度までに開拓総局と満拓は、1960万2200陌を確保していた。移民農家に配分する1戸当たり農耕地10町歩と放牧採草地10町歩、合計20町歩を基準に計算すると、98万110戸が入植できる膨大な土地を確保していた。しかし、1945年8月日本敗戦までには、満洲に入植した日本人移民総数は10万2239戸であった^(注30)。

(4)既耕地が多かったこと。

移民農家に配分する農業耕地は1戸当たり10町歩の規定を基準にすれば、1939年度までに開拓総局と満拓は、151万6000陌の既耕地を確保していた。単純に計算すると15万1600戸が入植できる。買収既耕地だけでも、既入植の日本人移民の配分土地面積を大幅に上回っていたことになる。

現地住民による土地買収への抵抗

1932年の永豊鎮への第1次移民当初から、買収された移民用地には現地住民の既耕地が多く含まれていた。このため、移民用地の買収は現地住民の生活に大きな影響を与えた。前述した「第一次特別移民用地議定書」によると、移民用地の総面積は4万5000町歩であったが、そのうち既墾地は約700町歩であり、総面積の15.5%を占めている。現地住民は99戸約500人であった。これらの現地住民は長年生活してきた土地を追われることになった。

1933年7月に依蘭県に入植した第2次移民団では、移民用地の総面積は1万7262垧（1万

2428町歩)で、そのうち既耕地は1万2290垧(8848町歩)、総面積の71.2%を占めている。第2次移民団用地における現地住民の在住状況については資料が現存しないため把握できないが、既耕地の面積から見て、第1次移民団の場合以上に多くの現地住民が生活の場から追われたと考えられる。1934年10月に綏稜県に入植した第3次移民団は、移民用地総面積1万9710町歩で、そのうち970町歩の不可耕地を除いて、すべて可耕地であった。第3次移民団は既耕地の比率がそれまでではもっとも高い開拓団であった。1935年6月、東安徽省鶏寧県哈達河に入植した第4次哈達河開拓団の場合は、「開拓団入植時に既耕地には三千人ばかりの中国人と朝鮮人が住んでいた」とされている[中村 1983, 38]。日本人移民がこの既耕地に入ったあとに、その3000人の中国人と朝鮮人はどうなったか。哈達河開拓団に隣接する第4次城子河開拓団長佐藤修は、次のように述べている。「大体地区内の満人は逐次立退きを求める方針です。私の移住地と隣りの哈達河移民地との間に介在する哈達崗に移すことになっております。それは斯ういう方法でやって居ます。満洲国が土地買収の際に買戻証明書を与えました。それに依って移住地内に在住する満人を移す場合に満人が土地を買うのです。満人に土地の私有を認める訳です(移民用地外においては、現地住民の土地私有が認められる一引用者注)。この満人に対する工作をどうするかということは日本人移民を入れることに付て一番難関になっております」[中村 1983, 38]。1936年7月、第4次移民団は永安屯に300戸、朝陽屯に300戸、黒台に200戸、黒台信濃村に200戸、合計1000戸が入植した。1932年の第1次移民から36年の第5次移民まで、す

べての移民団が多くの現地住民の既耕地を占有したことになる。

次に国策移民期の既耕地買収状況を見てみよう。満洲国最高検察庁(1941)の「北安徽省克山県下農民ノ動向」によると、「克山県下ニ於ケル開拓用地八第1次康德七年口月、五万三千垧ヲ買収シテ農民ニ多大ノ衝動ヲ与ヘタルガ更ニ同年七月第2次買収ヲ発表シタル爲県外強制移住ノ止ムナキニ至ルニ非ズヤ又口他ニ永住ノ地ヲ求ムルガ得策ナラズヤト称シ一般ニ動揺シ、買収政策口不満ヲ表シ居レリ」[満洲最高検察庁 1941, 459](口字は判読不能一復刻版原注)とある。このように克山県では、移民用地の買収によって、多くの現地住民がよそへ移住させられて離村せざるをえなかった。現地住民は既耕地を日本人移民に明け渡して、自分たちは立地条件の悪い土地を新たに購入することになったために、現地住民の間に不満と動揺が生じたことが示されている。

1941年5月熊本県来民町から送出された来民開拓団は吉林省扶余県五家站に入植した。ある団員は住居の問題について、「三、四世帯が住んでいたと思われる富豪の家に、開拓団員が住むようになり、それまでの住人は堀っ建て小屋同然の家に住まなければならなかった。数十世帯が立ち退きを迫られ、王家屯(移民の入植地一引用者)を離れなければならなかった」[高橋 1995, 125]と述べている。王家屯の現地住民は農業用地だけでなく、居住していた家屋も同時に買収されている。

また、「買収した開拓用地内には、原住民の自作農が存在しておらず、開拓民の間には小作関係または雇傭関係しかない」(注³¹)ということがあったため、開拓団入植地域内の現地住民

の誰もが開拓団の入植による被害から免れることはなかったのである。満洲移民の全期を通して見れば、現地住民の被害は彼らの経済状況によって、相当異なっている。

満洲移民が行われる前の中国東北部は、半封建制の地主土地所有の制度であった。まず、地主の損害がもっとも大きかった。なぜならば、移民政策によると、移民団用地内では、現地住民の土地所有は認められず、地主や自作農の土地は全て移民用地として買収されて、開拓団の所有地となったからである。さらに、買収価格が不当に低廉であったために、現地住民の土地所有面積が広ければ広いほど、損失は大きかった。通常、個人売買の場合より時価の3分の1から4分の1ぐらい低い価格で買収された。これはそれまでの経済力が3分の1から4分の1程度に落ちることを意味する。つまり、土地代金を得て、別の場所で、土地を購入しようとしても、同じ条件の土地を同じ広さだけ購入することはできないのである。吉林省舒蘭県水曲柳鎮岡街村の安永泉一家は、水曲柳開拓団の入植により、広大な耕地と4軒の家屋が買収されたので、その代金を持って他所に移住して、自作農の生活を始めた^(注32)。地主から自作農に転落したケースである。次に自作農の場合には、地主の場合と同じように経済力も低下するが、もともと所有した土地面積は地主ほど広くなかったため、土地代金も当然少なかった。このため、自作農の地位を維持できず、小作農に転落した例もある。水曲柳鎮錦徳村林家油房の林権一家は、水曲柳開拓団の入植により、土地を買収されて、自作農から小作農に転落した^(注33)。最後に小作農と雇農の場合には、もともと経済力が弱く、農村社会の最低辺にあっただけで、そ

れまで耕作していた現地地主の土地が買収されたり、または、雇われていた富農が破産したりしたために、よそへ生計を求め、地元に残って日本人開拓団の小作農、雇農になるしかなかった。水曲柳鎮岡街村の柴国清は水曲柳開拓団が入植する前は先の安永泉家の雇農であったが、開拓団入植後日本開拓団員沢柳家の雇農になった^(注34)。このように満洲移民の入植により、現地住民の階級・階層構成に大きな影響を及ぼした。

これらは数例であるが、他の現地住民についても同様であったと考えられる。満洲移民の入植地域内に住んでいた現地住民の誰もが満洲移民による被害を免れることはできなかった。移民農業用地の買収は、現地住民の各階層に大きな被害をもたらしたため、現地住民によるさまざまな形の反対運動が起きた。その反対運動の起因および反対方法について、満洲国最高検察庁(1941)は、「土地買収ヲ廻ル問題中ノ主ナルモノヲ次ニ例示スルカコレ等ヲ通シテ考ヘラレル点ハ、買収価格ノ低廉、熟地(既耕地—引用者)ノ買収、未利用地ヲ買収スルト称シナカラ其ノ実多数ノ熟地ヲ買収スルコト、被買収地主、農民ノ転職、転住等ニ対スル保護ノ不充分、買収地ノ選定ニ対スル不服」の5点をあげて「買収反対ノ方法トシテハ県、省ニ対スル陳訴嘆願ハ勿論ノコト國務総理ニ陳訴シ、或ハ直接面会ヲ求メテ嘆願」した[満洲国最高検察庁1941, 450]。

反対運動の形態は裁判から武装蜂起にいたるまでさまざまであったが、一番よく見られたのは陳情である。これらの反対運動に対して、関東軍、満洲国政府および満洲拓殖株式会社などは、無視し、また宣撫工作を行った。陳情に対

しては全く聞き入れない場合もあったし、ある程度の譲歩（買収価格を引き上げて買収計画を変更する）を行う場合もあった。裁判を経て、買収計画を調整させたり、和解させたりした。武装蜂起に対しては、関東軍と関東憲兵隊による武力鎮圧が行われた。以下では、反対運動の諸相を検討する。

土地買収に対する反対運動のなかでは、陳情がもっとも多かった。陳情の実例は、中国に現存する資料に多数見ることができる。また、日本の官製資料にも多く載せられている。まず、中国の資料を見よう。次は「牡丹江憲兵隊長より関東軍司令官宛ての報告」（1937年3月14日，社憲高201号）である。

「第6次移民団は湯原県で42万畧の移民用地を買収したが、1畧当たりの買収価格は次のとおりであった。一等熟地32元，二等熟地25元，三等熟地12元，一等荒地8元，二等荒地4元，三等荒地2元，四等荒地1元である。（中略）3月2日，第1次土地買収協定を作成して，鉄道沿線の農耕地3万9679畧を買収することを決定した。しかし，現地の地主代表は買収価格が安すぎるという理由で，湯原県および三江省公署に対して価格を上げをを求める陳情書を提出した。3月6日の交渉によって，既耕地の買収価格は前回しにして，荒地の買収価格はそのまま変えないとする和解となった」^(注35)。このように現地住民は土地買収に反対して，県から省へと陳情を行った。しかし，陳情によって，買収計画を改めさせた例は極めて少なかったようである。このため県，省などの地方政府に出した陳情が棄却されたあと，直接に中央官庁に陳情した例も多い。満州国最高検察庁（1941）は，中央政府に訴え出た21件を収録しており，

実際にはそれよりもかなり多くの例が，地方で処理されたことが推し測れる。次の例を見よう。

「郭爾羅斯後旗ニ於テ八未利用地整備ノ為旗内全地区ニ亘リ三十八万畧ノ土地買収ヲ実施スルコトナリ康德六年十月二十一日土地整備協議会ヲ開キ土地買収価格八熟地一畧二十五元乃至四十元，二荒地（放置された耕地一引用者）一畧十元，荒地一畧一元乃至三元ト決定，肇源街一部地主八反対運動ヲ起シタリ。反対地主三十四名，反対地主ノ所有地熟地五千六百六十五畧，荒地千二百六十畧，合計六千四百二十五畧」であった。反対理由は「買収価格著シク低廉，地主側八二元乃至三元ヲ主張ス，未利用地整備ト称シ熟地ヲ買収スルハ不法」とし，「地主側八買収中止ヲ策シ康德六年十二月旗当局ニ陳情書提出シタルモ成功セザリシ所ヨリ趙際昌外三名八地主側代表トシテ，康德七年三月一日上京シ総務庁，協和会中央本部等ニ対シ陳情書ヲ提出」したという〔満州国最高検察庁 1941，459-460〕。

この例によると，現地住民は移民用地の買収に対して，陳情書を協和会に提出して強く反対した。しかし，移民用地の買収にあたっては，全く一方的で，持ち主の意思は無視されて，強制的に買い上げられた。次の鉄嶺県の呉敬烈の「陳情書」もその一例である。「私は大正9年から，ずっと鉄嶺に住んでいる。やっと今日のように水田約百天地に達した。康德6（1939）年4月4日，鉄嶺県当局は突然私に，『孤家子村は日本移民用地で，今年の春から移民が入ってくるから，すべての水田を県当局に渡し，地契（地券一引用者）を出せ』と命令した。これは私にとって寝耳に水である。4月20日県公署に呼ばれて，古田副県長と丸山今朝寿股長が私

に『康徳5（1938）年以後購入した土地は県の土地売買令に違反しているので、無条件で没収するはずであるが、気の毒に思うから、購入した時の値段で支払い、地契を県に渡せ』と告げて、その場で、地契が差し押さえられた。（中略）私はこんなに災難に遭った。全県（鉄嶺県—引用者）鮮農の将来のために、公平に解決するようお願い致します」としている^(注36)。

この呉敬烈の「陳情書」では、買収価格に触れていないことから見て、買収価格ではなく、売るか売らないかが争点であったと考えられる。呉のような朝鮮人農家にとって、この土地を売った場合には、明らかに不利になるので、呉たちは強制的な買い上げに対して自分の土地を堅く守ろうとしたのである。

満洲国最高検察庁（1941）の「開拓地買収ヲ繞ル問題」においては、開拓地犯罪として21件が取り上げられているが、これらの事件はすべて「買収価格の低廉と強制買収」に関わっている。このように関係官庁の記録に残された例のほか、多くの現地農民が土地買収に対して、苦情を持ち出す程度にとどまり、怒りを抑えていたと考えられる。

日本人満洲移民の初期には、抗日運動がなお激しく続けられていた。そして、第4次までの移民は在郷軍人からなる「武装移民」であったために、現地住民と抗日勢力から、日本人移民は関東軍と同じような侵略の尖兵と見なされていた^(注37)。第1次と第2次移民団を、日本政府、満洲国、関東軍、満鉄は屯墾軍第一大隊、武装移民団、特別農業移民団、第1次試験移民団、自衛移民団などと呼んでいたが、現地住民は、匪賊である屯田兵という意味の「屯匪」という呼称を付けていた。満洲国軍政部顧問部

（1936）は「日本農業移民と治安問題の関係」の節で、三江省地方の治安混乱要因のひとつとして、次のように記している。「此所に此等の社会層を基礎とする政治匪の反満抗日運動が拡大鞏固して行つた理由があるのであるが、これに加へて、もう一つ大きな作用を及ぼしたのは日本農業移民による日本民族の進出である。（中略）政治匪を中心とする匪団の襲撃の目標になつたのは第1次及び第2次移民であつた」[満洲国軍政部顧問部 1936, 106]。現地住民が移民団を襲撃した主な原因は、土地買収時の地券の取り上げにあった。さらに、多くの既耕地が買収されたため、現地住民の生活が脅かされていたからである。満洲国軍政部顧問部は「治安上から見て今日重大な影響を残してゐるのは土地買収の問題である」[満洲国軍政部顧問部 1936, 112] という認識を持っていた。それに加へて、当時、抗日勢力を絶滅するために、民間の武器を没収したことが背景にあった。これは自衛力を保とうとする現地豪農の強い抵抗を招いた。また、現地住民に種痘をするのは中国人の根を絶つことと認識された。このように、民間からの武器の没収および現地住民に対する種痘が武装蜂起に拍車をかけた。

1934年3月9日、謝文東を総司令とする吉林省依蘭県土龍山の民衆は東北民衆救国軍を組織して蜂起した。まず、土龍山警察署を襲撃して、警察官20余名を武装解除した。10日には、第十師団歩兵第63連隊長飯塚朝吾大佐以下17人を殺害した。その後、永豊鎮の第1次移民団および七虎力の第2次移民団を襲撃した。第2次移民団は当初の入植地である七虎力地区を余儀なく放棄して、湖南營に集中したが、蜂起した民衆は湖南營を20日間にわたって包囲した。蜂起民

衆の勢力は最盛期には3000人にも上った [王 1991, 270]。これがいわゆる土龍山事件である (注38)。

土龍山農民蜂起は、日本の土地買収に反対する運動であったが、第1次と第2次日本移民団に大きな衝撃を与えた。第2次移民団は、「昭和八年七月、永豊鎮の南方約十邦里の七虎力河地方に入植したのであるが、翌年三月土龍山事件に起因する匪襲を受け、終に其処を放棄し、永豊鎮に数里接近した湖南営地区に移転の止むなきに至つた」[満洲国軍政部顧問部 1936, 122]。この事件だけでも移民団員の戦死は3人、負傷は5人である。しかし、そうした直接的被害以上に、移民団員に与えた精神的打撃は大きく、動揺を引き起こし、事件の直後に退団者が続出した。「第2次移民団では、すでに80余名の退団者がでていたが、この事件落着後、前途に絶望し70余名の退団者がでて、戦死19名病死8名を加えると200名をこえる脱落者をだし、残留者は半減した。第1次の場合、すでに前年7月大量の退団者がでていたが、今回の退団者と合計すると200名近くになった。ここで、残留者数は半減したわけである」とされている [山田 1962, 75]。土龍山農民蜂起は日本人満洲移民に大きな打撃を与えたが、関東軍によって鎮圧された。その後は、大規模な武装蜂起は起きず、小集団または個人で移民用地買収に反対する運動に転換させられたと言える。

また、今回の土龍山事件は、日本の移民政策に大きな衝撃を与えた。そのため、それまでの関東軍主導の土地買収が、満鉄の子会社(東亜勸業株式会社)に移管したのである。現地住民による土地買収反対運動は初期移民期から、日本の敗戦までさまざまな方法で続けられたが、

ほとんどが失敗に終わっている。

現地住民の強制移住状況

現地住民はさまざまな反対運動を行ったが、結局は土地の買収を阻止することができなかった。その後の現地住民が、どのような状況に置かれたかを以下で検討する。まず、日本人移民が入植した結果である現地住民の強制移住状況を見よう。

第1次移民団長市川益平は1932年6月29日東亜会で行った講演において次のように述べている。「農場内に支那人が耕作をやつて居つたのでありまして、支那人の家が点在して居たのであります。其の支那人を移さなければならぬ、移す為に屯墾隊の方で移転料を出したのであります。大人子供に拘らず一人当たり五元宛出しましたら之を非常に支那人は喜びました」[東亜経済調査局 1933, 16]と述べている。この資料から、第1次移民団の入植のため、現地住民99戸400人は耕作していた既耕地を日本人移民に明渡して、1人当たり5元の移転料を支払われて、よそへ移住したことが分かる。

第2次、第3次の移民団については、資料を欠くため、1936年東安省密山県永安屯に入植した第4次永安屯開拓団の場合を例にとって、入植前後の現地住民の状況を検討する。

表9から分かるように、永安屯開拓団地域内の現地住民人口5526人中の77.6%、4291人が農業に携わっていた。永安屯開拓団の入植後「彼等は開拓団入植と共に開拓団の直接管理する小作地の小作人か、部落の小作人或は傭人となった。開拓団の自作面積が拡大するにつれて、他に転住しなければならないことになっていたが、

表9 永安屯開拓団地域内住民状況

(単位：戸、人)

民族	農業		商業		その他		合計	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
満人	613	4,047	25	267	165	729	803	5,043
鮮人	49	244	9	49	43	190	101	483
合計	662	4,291	34	316	208	919	904	5,526

(出所) 永安屯開拓団史刊行会 (1978, 93).

(注) 「満人」は満洲在住の漢民族、満洲族などをさし、「鮮人」は満洲在住の朝鮮人である。

密山県の方針としては開拓団の状況と関連せしめ乍ら漸進的な移転方針をとっていた」[永安屯開拓団史刊行会 1978, 93]。ここから永安屯開拓団が入植した当初において、現地住民は小作人としてしばらく現地に残り、その後、漸次移住することになっていたことが分かる。

また、耕地だけでなく、住居も同時に買収された例も多数ある。「満人はこの穆稜川を南から来て、はいあがる様にしてこの台地にあがり、匪賊に襲はれながら開墾して定着したのであった。後に先遣隊、本隊の人々が分散して入ったところはいづれも原住民の住居を買収して入ったものである」[永安屯開拓団史刊行会 1978, 10]。このように、多くの現地住民は耕地を買収されて、彼らの一部分は他所へ移住し、残りは現地に残留した。開拓団共同施設、道路などの建設や開拓地の営農などに必要な現地住民を残して、残りは他の地域に移住させた。残留した現地住民は開拓団にとって必要な存在であった。

中華人民共和国建国後に、各地の人民政府によって、満洲国期の日本の犯罪に対する調査が行われ、満洲移民による現地中国人の被害も調査の対象となった。次はそうした調査のひとつであるが、現地住民の土地が買収されて、強制

移住させられた状況を記している。「密山県政府による日本移民団の九洲屯入植に関する調査報告」によると、「康徳3年3月、日本移民団は密山県九洲屯(現在の民主屯—引用者注)で土地と家屋を強制的に買収した。既耕地1万5000畝と多くの未耕地が買収された。既耕地は時価1畝当たり120元であるが、移民団は8.2元だけを支払った。未耕地は時価毎畝40元であるが、2元だけを払った。このほかに、30軒ぐらいの家屋が一軒30元で買収された。康徳4年の春、日本国内から260人ぐらいの開拓団員が来た。その年の秋に、彼らの家族も日本から来た。現地中国農民は康徳7年の春から追い出された。第1回では60戸が追われた。土地と家屋がなくなった中国農民は山奥に入って、新しく開墾作業をし家作りをした。第2回は康徳8年の春、100戸ぐらいの農民が追われて、前回と同じく無人地帯に入ったのである」(注39)。

1938年吉林省舒蘭県四家房に入植した最初の分村移民大日向開拓団の状況はどうであったか。長野県更正協会(1939)は「治安及原住民」について、次のように記している。「地区内二八満鮮人ノ部落二十一アリ、満人約四千、鮮人二千人居住シ、満人八畑二、鮮人八水田二各々耕作ニ従事シツ、アリ、然ルニ吾人ガ入植ト共ニ

逐次他地方ニ移転ヲ命ゼラレ、二、三年後ニハ其大部分ノ滿鮮人ハ当地区ヨリ退去スルノ運命ニアリテ其境遇ニハ一掬ノ涙ナキニシモアラズ」[長野県更正協会 1939, 290]。

また、旧移民地に関する聞き取り調査も、この現地住民の強制移住状況を明らかにする。以下は遼寧省大窪県に入植した日本人開拓団に関する調査である。「日本開拓団は大窪地区の30万余畝の土地を掠奪した。掠奪された土地は大窪県県内総面積の5分の1を占め、(中略)開拓団に土地を奪われた農民たちはその後、大部分が故郷から追い払われてしまった。例えば、王家郷常家屯には40戸あったが、最後には一家族しか残らなかった。姚家屯は35戸から12戸に減って、蛤莫唐屯は15戸から宣という家族の一戸だけが残った。王家窩屯の25戸は全部追い払われた。東西柳屯の50戸も全員転居せざるを得なかった」[孫・趙 1997, 243]。

日本人移民の入植によって現地住民は生活していた村を追われて、新しい未耕地へ送り出された。彼らは1939年から、内国開拓民と呼ばれるようになった。移民機関は現地住民の移住を意味する内国開拓民について、次のように解説している。「日本人の入植地は原則として未利用地主義を採用して居るのであるが、一個集団の開拓団が入植するために数千町歩の土地を必要とする関係上、既住地帯を包含することは往々にして避け難いのであつて、斯かる場合に日本開拓民と原住民が混淆雑居し、同一環境と生活条件を通じて融和し、民族協和を如実に具現するのが理想的ではあるが、言語、風俗、習慣及び各種施設等を全く異にする両民族が直ちにかかる理想的境地に達するものと期待するは困難である。また、開拓団にては原住民を包擁する

ことに因り益々其の地域を拡大することとなつて、団の統一とか、各種施設の建設上の障害に逢着する場合が生じてくる」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 68ページ]。すなわち、移民地域内に在住している現地住民は、移民団の障害となるため、いつか他のところに移住させられることになった。このために満洲国政府は「内国開拓民」の制度を創設した。これを満洲国政府は、「所謂内国開拓民として、農業開発に動員せられる原住民は自作農、自作兼小作農及小作農を指し、彼等は日本開拓民の耕地拡張と共に計画的に逐次、政府の指定未利用地に入植するのである」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 68ページ]と説明している。これにより、日本人移民の入植のため、現地住民は日本人移民と入れ換えられて、多くの大土地所有者と小土地所有者が土地と家屋を奪われ、余儀なくよそへ移住しなければならなかったことが明らかになる。これを内国開拓民と称したのである。大量の既耕地が移民用地として買収されたために、多くの日本人移民が入植するにつれて、内国開拓民となった現地住民も次第に増加したと考えられる。

内国開拓民の種類

1939年2月、満洲国政府は移民を開拓と改称して、それまでの日本人移民団を開拓団と改めた^(注40)。それに対して、中国現地住民の移住を一般に内国開拓民と呼ぶようになった。その移動状況によって、内国開拓民は一般内国開拓民と勸領実施開拓民の2つに分けられている。一般内国開拓民は現地住民中の小作農をさしており、勸領実施開拓民は開拓用地内の現地住民の自作農をさしている。

表10 一般内国開拓民実施状況

(単位：戸)

省 別	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	合 計
濱 江	5,134	3,350	1,350	550	1,300	1,000	11,684
三 江	3,770	2,110	619	770	3,000	1,800	10,269
奉 天						400	
牡丹江	761	350		340	29	700	1,480
四 平	150		100			500	250
東 安	830	250	100	1,640	847	1,000	3,667
北 安	326	130	120	30	450	565	1,056
龍 江		70	100	35	85	450	290
間 島			215	90	78	300	383
吉 林	270	950	960	1,609	1,200	1,500	4,989
黒 河		155	439	190	1,852	600	2,636
通 化				300	200		500
興安東		950	950	1,000	567	1,200	3,487
興安南		50	50			300	100
錦 州						300	
合 計	11,241	8,365	5,003	6,554	9,608	10,615	40,771

(出所) 『満洲開拓年鑑』昭和19年版 136ページ。

(注) (1) 1944年は計画数であるため、合計には入れていない。

(2) 本表の内国開拓民数には勸領実施開拓民戸数は含まれていない。

内国開拓民を管理する機関は開拓総局（1938年12月12日設立）招墾処第三科であり、「原住民の補導、内国開拓民関係」を担当していた。そして、開拓総局の管理の下に、各省の開拓庁、各県の開拓科があった。しかし、これらの移民管理機関は当初から現地住民の被害をほとんど考慮せず、土地の買収と現地住民の移住を強いた。各地のさまざまな移民事業の反対運動を経て、満洲国政府は1939年度から、内国開拓民政策を実施し、現地住民に対する助成を始めた。「原住農民は数十年又は数百年に亘る住み慣れた土地を離れ、転住を余儀なくされるのであつて、その心情たるや同情に余りあり、国策

に協力するの深き犠牲的精神の発露なくしては考へ得られない事実である。政府はこの点に留意し原住民を内国開拓民として助成してゐるわけである」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 69ページ]とされた。

一般内国開拓民助成事業は1939年から始まり、40年度には内国開拓民助成事業特別会計が設けられた。「本事業は原住小作農を以て計画的に未利用地の開発運営に当らしめ一定年限後に於て彼等を自作農に更正せしめ」とされている[『満洲開拓年鑑』昭和17年版 73ページ]。助成内容は次のとおりである。「各戸に分配する用地は空地及び農耕地として平均七垧（五町歩乃

至七町歩)。基本施設補助は一戸平均四一元^(注41)を二カ年分割して、各農民に支給する。営農資金は六三元を二カ年に分割融資する。これを五カ年以内の据置とし据置期間経過後十カ年以内に年賦無利子均等償還の方法により償還させる」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 71ページ]。

表10の一般内国開拓民実施状況は、満洲国政府が公表したものである。

吉林省舒蘭県小城郷四合村の張春に対する聞き取り調査によると、集団内国開拓民の一人としての張春は「私たちは土地と家屋を残して、原野の南蛮溝に移住させられて、村には鄭、邢、趙、王という4家族しか残らなかった」と述べている^(注42)。同じ吉林省舒蘭県小城郷自景村の李樹春は、「日本人が来る前に、村の土地、家屋、井戸などが買収されて、もらったお金は少なく、ほとんど何もできなかった。私たちは任家街を追われた。新しいところには、もう家屋が建てられ、私たちはそこに住み込んで、開墾作業を始め、新しい任家街^(注43)を作った。日本降伏まで誰も私たちの面倒を見てくれたことはなかった」と述べている^(注44)。

これらのことから、次の2つのことが明らかになる。まず、多くの現地住民が無援助のまま各自で移住した。もうひとつは、集団移住した先でも現地住民はほとんど援助を受けられなかったことである。

勸領実施開拓民は1940年から始まった。勸領とは「勸丈承領の略語にして所謂買戻と換地分譲の両者の場合を包括した意味に於て使用して居る」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 69ページ]。つまり、勸領というのは、一旦買収された土地をそのまま買い戻すこと、または買収されたこ

とによって得た土地代金で他所で新たに土地を購入することである。勸領を実施する目的は、「開拓用地内の自作農が開拓政策実施の過程において、耕地を買収せられたため小作農に転落し、或は離散の悲境に陥るが如きは絶対に防止しなければならないので、政府としても、これ等自作農に対しては、生活安定に必要な土地を勸領せしめ」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 69ページ] ることであったとされる。

勸領実施開拓民は、旧地勸領、換地勸領、移転勸領という3つの種類に分けられる。旧地勸領とは土地家屋とも原状のまま勸領する場合である。「これは土地買収当時の原状を基準として、政府の買収原価により土地家屋を買い戻し、旧態を回復せしめるもので、原住民としては何等の犠牲を払ふことなく開拓民としての意味も生ぜず、従って何等の助成をも考慮する必要はないのである」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 69ページ]。すなわち、旧地勸領とは、現地住民が買収される前の価格で土地を買い戻すことによって、現地に残って、土地買収される前の状態に戻ることである。換地勸領とは家屋を移転せず、他の耕地を勸領する場合である。「これは原住民の耕地が日本開拓民の入植用地に指定せられたため、その隣接地区において換地を勸領せしめるのである」[『満洲開拓年鑑』昭和16年版 69ページ]。この換地勸領は、未耕地の場合もあり、地価差額が大きい時もある。いずれにしても対象となった現地住民には大きな負担が生じた。移転勸領とは他の土地に移転する場合である。現地住民は、それまでの生活の地を離れて、日本人開拓民の入植用地に指定されていないところに移住する。移転勸領においては、現地住民は耕地だけでなく、家屋などの地上物件もす

表11 勸領内国開拓民実施戸数

(単位：戸)

省 別	1940年度	1941年度	1942年度	合 計
東 安	6,246	285		6,531
三 江		4,787		4,787
龍 江		110	428	538
間 島		346		346
興安東		300	334	634
合 計	6,246	5,828	762	12,836

(出所) 『満洲開拓年鑑』昭和19年版 222～223ページより筆者作成。

べて日本人開拓民に買収されて、現地を追われる。勸領の面積については、「現在実施して居るのは大体満洲における自作農の耕地面積として、理想的であると認められてゐる一戸当たり七町歩程度を基準として」配分するとされていた【『満洲開拓年鑑』昭和16年版 70ページ】。

表11「勸領内国開拓民実施戸数」で分かるように、3年間5つの省で実施された勸領内国開拓民実施戸数は1万2836戸で、東安省がもっとも多く、三江省がその次である^(注45)。1941年に開拓総局が立案した「満洲開拓第二期五ヶ年計画実行方策案」では、「当分開拓民ヲ入植セシメザル開拓用地ハ差当たり現行管理制度ノ下ニ既耕地及未耕地ノ両者ニ付夫々適当ナル利用開発ノ方途ヲ講スルモノトシ湿地其ノ他開拓用地トシテ不適當ナルモノニ付テハ之ヲ処分シ又ハ他ノ用途ニ供スル等適宜措置シテ利用ヲ図ルモノトス」^(注46)とされている。この規定によると、実地調査を経て、日本人移民の入植に適さない既買収地を「処分シ又ハ他ノ用途ニ供スル」とされている。ここで言われていた「処分」とは、その土地を現地住民に買戻しさせることで、「他ノ用途ニ供スル」とは、満拓によって、現地住民に小作させることが含まれていた

と考えられる。

内国開拓民の生活状況

内国開拓民という呼称は、1939年から正式に使われたが、それ以前から日本人移民の入植による現地住民の強制移住はすでに始まっていた。これらの現地住民は住んでいた村を追われて、どこへ向かったのか。「第2次日本移民は七虎力に入植して、強制的に中国農民の土地1万7000垧を買収したが、その中の既耕地は1万2290垧である。そして、450戸2250人の現地農民が嘉陰県に強制移住させられた」[張・馮他1996, 108]。これが第2次移民団の入植による現地住民の行方である。

『満洲開拓年鑑』昭和17年版によると、内国開拓民の「入植地は原則として日本開拓民の入植に適しない可耕未利用地が選ばれ、それは概ね無住地帯である」【『満洲開拓年鑑』昭和17年版71ページ】とされている。その際に「内国開拓民の県外あるいは省外の送出しは出来る限りこれを避けしめ、同一県内において処理せしめるを原則とする」【『満洲開拓年鑑』昭和17年版74ページ】とされ、また、「内国開拓民の入植地区は

国又は満拓に於て整備した開拓用地中の日本人開拓民の入植に適していない零細可耕未利用地が選ばれる」[『満洲開拓年鑑』昭和17年版 74ページ]とされて、大体立地条件の悪い地域、または未耕地が選ばれたことが分かる。

1940年4月16日に入植した高柴開拓団^(注47)の元開拓団員加藤信雄は、「開拓という名とは縁遠く、満人の耕作していた土地をとって彼らを追い出して、山のほうに追いやって、軍事力をバックにとったんだから」[松田 n.d.]と述べている。現地住民を「山のほうに追いやった」ということは、未開墾の丘陵地帯や山岳地帯に入植させたことを指している。

1939年、日本の転向プロレタリア作家島木健作は、満洲旅行を行ったときに、入植2年目の大日向村を訪れた。大日向村の素晴らしい立地条件を見て、次のような感想を書いている。「鉄道の線に近く、交通に便であること、入植ただちに戸当たり一町歩余りの水田既耕地を持つといふこと、この二つはこの団に恵まれた条件であらう。(中略)しかし、日本人入植以前に、それだけの水田があつたといふことは、少なからぬ鮮人農民があつたことを意味する。さうして今開拓民が住んでゐる満人農家のもとの住民たちは？(ある団員の話によると)『今年は、鮮人、満人二百五十戸ほどが立ち退きました。以前の村長(満人)は今団に雇はれ、団と在来民との交渉の間に立つてゐます』。立ち退いたものは、どのやうにしてどこへ行つたのであるか？この人々からはそれについてほとんど聞くことはできない」[島木 1940, 104]。1938年に大日向分村移民が吉林省舒蘭県四家房に入植したことにより、現地住民は移住せざるを得なかった。日本人移民は現地住民の行方に対して

は、無関心であった。次に掲げる記録によれば、現地住民は山中へ追われたことが分かる。「先遣隊としていった。土地の買上げはすっかりすんでいて。入植前に耕作していた朝鮮人の一部はまだ、私たちのとこに残っていましたが、もう全部土地では会場(原文のママ引用者)を設け、移る準備をしていた。彼らは、しかるべき山の中へ追いやられた格好ですね。行った人達は今までそこで小作していた人たちと自分で地主としてそこにいた人です。全部土地を買収されてちがうところに移ったのです」[歴史教育者協議会大学部会満州移民研究会 1977, 343]。

現地住民はそれまで居住していたところに比べると、立地条件の悪い土地へ移住したことは間違いない。また、内国開拓民の移住地での生活状況については、当時の資料がないため、日本敗戦後に行われた調査や経験者の回想に頼らざるをえない。次の調査を見よう。

1939年10月三江省樺川県に入植した日高見開拓団の場合は、「原住民は2ヶ屯に約100戸居住していたが、県の斡旋にて一部の農民は国境県の方面に移転せしめ、大部分は山林及び採金事業者として付近で働き一部の農民は村として東方山地の耕作適地に開拓部落を新設する等の方法にて民生安定を図り民族協和の推進に努めた」[武藤 1998, 67-68]と述べられている。

これは日本国内で行われた聞き取り調査であるが、次は中国で行った聞き取り調査である。「1942年、黒龍江省寧安県石頭站地区の8つの村3000人が銃剣のもとで、黒河の辺鄙な地区に追われた。そこには家がなく、自分で藁で小屋を作って、集団生活を始めた。政府から1人当たり、1日300グラム足らずの食料が配給された。日本敗戦までの3年間で、これらの内国開

拓民は粗い布6尺、防寒服一着、毎年大豆油100グラムしか支給されなかった。この間に餓死した人は全体の18.1%を占め、そのなかの20戸ぐらいは家族全員が餓死、または凍死した」[王 1988, 32]。1981年11月玄照発は黒龍江省方正県の挑灶溝で、内国開拓民の生活状況について聞き取り調査を行った。次はその調査の一例である。「日本開拓団が来て、ここの土地を全部買い上げた。現地住民は西部の山岳地帯に追い出されて、そこで、新たに部落を作り、『県内開拓民』になった。(中略)1939年と40年に、日本政府は方正県に2つの開拓団を入植させた。大羅勒密と伊漢通の1万8000頃余りの土地が買収された。3000人余りの現地住民が追い出された。その結果、『挑灶溝』という悪条件のところで、7つの部落を作った。(中略)当時の内国開拓民の周喜発、張喜才、嚴魁、楊文義の話によると、家は自分で作って、耕地も自分で開墾した。日本人と開拓科の人は全く協力してくれなかった。この『県内開拓民』の部落建設を監督した日本人は永山一郎といい、20歳ぐらいの中国人は高通訳だったことを今も覚えている。永山一郎は1944年にここを去ったが、高通訳は今もここに住んでいる。高通訳は高仁田といい、通訳ではなく、開拓股(開拓科より小規模の行政機関—引用者注)の役人であると、後に分かった。高の話によると、この7つの部落作りは1940年に着工して、43年に完成した。1940年に3つの部落を作った。すなわち、第一部落(現在の珠河郷新濱村)、第二部落(現在の珠河郷永安東屯)、第三部落(現在の珠河郷永安西屯)である。1941年には第四部落(現在の珠河郷六甲南屯)を建設した。1942年には第五部落(現在の珠河郷六甲村の永谷屯)を建設した。1943年に

は第六部落(新安郷六合村)、第七部落(新安郷靠山村)を建設した。

部落の建設は春から始まった。雪が完全に解けないうちに、開拓股の役人は大羅勒密と伊漢通の100名の丈夫な移住原住民を先遣隊として組織して、方正県から徒歩でここに来させた。到着するとすぐ、木を切って、小屋を作る。小屋は4本の丸太で四方に支えられて、周りは草で覆われる。中は丸木で敷かれて、その上に藁を敷く。先遣隊はこのような小屋に住んでいたのである。先遣隊には2つの任務があった。ひとつは木を切って、建築の材料を用意する、もうひとつは開墾の準備をすることである。雪だけを待って、家族を呼んだ。一部落は、最初は70戸だったが、のちに100戸に増加した。一棟の家に3つの部屋があり、2つの家族が住む。部落の周りには高い堀が作られ、東だけに門を残し、警備所を設け、通行人を検問する。部落の中では連座制が取られ、厳しい警察管理を取ったのである」[玄 1991, 240-244]。

初期移民から日本敗戦まで、諸移民機関は日本人移民の招致と助成を主要業務にしたため、内国開拓民についての政策はおざなりのものであった。そして、移民経験者は敗戦直後の避難行などの被害については多く記述しているのに対して、自己の入植が現地住民に与えた加害は、ほとんど言及していない。これまで内国開拓民の生活状態はあまり知られていないが、これらの調査によって、内国開拓民の悲惨な生活状況が明らかになる。

おわりに

満洲移民の最初から、主に現地住民の既耕地

を移民事業用地として買収した。「第一次特別移民事業用地議定書」に見られるように、大量の既耕地が買収された。初期移民では、第1次移民団のように、すべての移民団は買収した移民事業用地のうち現地住民の既耕地が占められている。その後、土龍山事件が起こったために、関東軍は土地買収から手を引き、東亜勸業株式会社および満洲国政府による土地買収が前面に押し出された。さらに1936年満洲拓殖株式会社の設立によって、移民事業用地の買収業務は満拓と満洲国政府によって行われるようになった。

1937年から「二十年百万戸移民送出計画」が実施され、国策移民期に入った。満洲国開拓総局の設立によって移民事業用地の買収は一元化され、満拓は表向きは移民事業用地の買収から手を引いた。しかし、実際には、満拓はその後移民事業用地の買収を続けていた。満洲国開拓総局と満拓は、北満から南満にかけて大量の土地を買収した。また、1939年の「満洲開拓政策基本要綱」は「未利用地開発主義」を掲げていたが、実際は買収用地のなかには多くの既耕地が含まれていた。そして、買収された移民事業用地の面積は既入植の日本人移民の必要とした面積を大幅に上回っていたため、移民事業用地の余剰が生じた。その結果、現地住民の多くは強制移住させられると同時に、日本人移民が割り当てられた既買収地を耕作し切れない問題が顕在化するようになった。そこで、満拓は多くの余剰地を現地住民に小作に出したのである。

大量の移民が満洲に入植するとともに、既耕地が買収されて、現地住民の生活に大きな影響を及ぼした。このため、現地住民による土地買収に対する反対運動が起きた。その反対運動は、陳情が主な方式で、武装蜂起がその頂点にあっ

た。しかし、関東軍などの鎮圧によって武装蜂起は失敗に終わり、陳情もほとんど退けられた。結局、土地買収反対運動は移民機関の既耕地買収を阻止することはできなかった。

土地と家屋を買収された現地住民の多くは他の場所に移住しなければならなかった。彼らは日本敗戦まで立地条件の悪い未開墾地で苦難の生活を送らざるをえなかったのである。

(注1) 中国の研究成果には、張(1996)、張・馮他(1996)などがある。日本では浅田(1973; 1976)などがある。日中両国学者が使う資料はほとんどの場合、喜多(1944)および満洲拓殖公社(1944)である。

(注2) 戦前の満洲移民の研究書である喜多(1944)もこの問題にはまったく触れていない。

(注3) 日本では、1960年代から満洲移民の研究が行われるようになった。しかし、現地住民の移住状況などについては、資料と現地調査の欠如などの理由から、これまで研究されていない。例えば、満洲移民史研究会(1976)でもこの観点からの検討は欠如している。これまでの満洲移民研究の最大の欠陥であろう。ただ近年、「満蒙開拓団」調査研究会による旧移民地の現地調査が行われており、近い将来研究成果が出されることが期待される。

(注4) 調査資料集として、孫他(2002)が刊行された。筆者も調査担当者の一人である。

(注5) 地照は地券である。地契とも言う。

(注6) 垧は中国の土地面積の単位で、当時の東北では1垧は7段2畝である。

(注7) 「哈爾濱警察庁長給民政部警務司長報告」(1934年3月20日哈警特密発第67号)[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院 1991, 712]。筆者訳。

(注8) 「哈爾濱警察庁長給民政部警務司長報告」(1934年3月24日哈警特密発第86号)[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院 1991, 713]。

(注9) 結局、阿城県阿什河地区の土地が移民事業

地として買収されたあとには、関東軍の遺族ではなく、1934年9月、自由移民としての天理教徒移民が入植し77戸382人の天理村を作った。

(注10) 1934年3月9日、謝文東を総司令とする吉林省依蘭県土龍山の民衆は東北民衆救国軍を組織して武装蜂起した。土龍山事件のほかには依蘭事件、土龍山事変、謝文東事件とも言う。現在の中国では、土龍山農民暴動と言う。

(注11) 不可耕地とは開墾不能の土地である。可耕地とは開墾可能な土地で、廢耕地とは、開墾されて何年間か耕作されたが、その後は放置された土地である。上述の「二荒地上」、「二荒地下」にあたる。「綏稜地区の開拓沿革」[濱江省公署 1939]を参照。

(注12) 日本人移民の送出状況については、表8「集団開拓農民年次別送出数」を参照。

(注13) 初期には、これらの自由移民に対して日本政府は補助金を与えず、民間団体の活動に任せた。後の国策移民期に入ってから、自由移民に対する政府の補助金はあったが、集団移民および集合移民よりは少なかった。

(注14) 満鉄は鉄道を警備するために、1935年満鉄自警村を創設した。満鉄管理下に13カ所の鉄道自警村を設置した。

(注15) 「原住民」とは日本移民が入植した時に在住していた中国人をさす。これは適切な呼称ではないが、戦前の日本側のほとんどの資料では、それを原住民と呼んでいた。本稿では引用文の場合にはそのまま使う。原住民のほか、先住民、現住民、現地民などの言い方も当時の資料では使われているが、本稿では引用文以外では現地住民を使う。

(注16) 当時、寛城子（長春）を境にして北は北満、南は南満と言われていた。

(注17) 関東軍第三課「北満に於ける移民の農業経営標準案」（1935年3月）には、耕地10町歩（畑8町歩、水田2町歩）、放牧採草地9町歩、除地（宅地、菜園、作道）1町歩、合計20町歩と規定していた[満鉄経済調査会 1936, 288参照]。また、拓務省「北満に於ける移民の農業営農標準案」も同じように規定している[満鉄経済調査会 1936, 309参照]。

(注18) 逆産地とは抗日者の所有地である。日本軍は抗日運動に参加した中国人の所有地を没収して、

移民事業に充てた。移民事業の獲得方法は、満洲国国有地の無償提供、逆産地の没収、民間私有地の買収などであった。

(注19) 拓務省「満洲農業移民百万戸移住計画」（1936, 5, 9）[小林・島田・稲葉 1965, 949]。

(注20) 日本内閣「満洲開拓政策基本要綱」[満洲開拓史復刊委員会 1980, 845]。

(注21) 満洲国開拓総局「満洲開拓第二期五ヶ年計画実行方策案」[『満洲移民関係資料集成』第5巻 235ページ]。

(注22) 満洲国最高検察庁「満洲国開拓地犯罪概要」1941年 [山田 1978, 450]。

(注23) 筆者は1991年から2001年の間、吉林省と黒龍江省を中心に旧日本人移民地で中国農民に対する聞き取り調査を行った。これによって官製資料に載っていなかった貴重な知見を得た。

(注24) 1990年11月17日吉林省舒蘭県小城郷自景村の李樹春（男、調査当時78歳、元舒蘭小城鉄道自警村開拓団の小作人）に対する聞き取り調査によると、「村の家屋、井戸などがすべて買われて、お金をもらった」。また1991年11月14日吉林省舒蘭県水曲柳鎮崗街村の安永泉（男、調査当時88歳、元水曲柳開拓団の小作人）への聞き取り調査では、「土地が満拓に買収されて、私は村公所（村役所—引用者）へ行き、かばんでお金をもらってきた」としている。

(注25) 1992年3月10日吉林省舒蘭県水曲柳鎮永徳村林家油房の林権（男、調査当時77歳、元水曲柳開拓団の小作人）と劉顯文（男、調査当時87歳、同開拓団の小作人）は「土地の代金をもらったかどうか父がやったので、私はよく知らない」と述べている。

(注26) 1992年1月20日吉林省舒蘭県平安鎮金馬村の洛自晨（男、調査当時83歳、元金馬開拓団の小作人）と劉義（男、調査当時79歳、同開拓団の小作人）は、「土地は買われたが、お金はもらわなかった」としている。

(注27) 「黄富俊証言」[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院 1991, 736-737]。

(注28) 「哈爾濱憲兵隊長關於収束木蘭県開拓団用地時住民動向的報告」（1942年8月22日哈憲高第724号）[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省

社会科学院 1991, 731-732]。

(注29) 陌はヘクタールの当て字で、約1万83町歩である。町歩と陌はほぼ同じであるため、当時混用された場合もある。

(注30) 満洲移民の全期において入植した日本人移民総数については正確な統計はないが、満蒙開拓青少年義勇軍および各種類の成年移民を含めて、30万人と言われている[浅田 1976, 39参照]。

(注31) 満洲調査機関連合会「開拓民と原住民関係調査報告」(康德10年)[黒龍江省档案馆・黒龍江省社会科学院歴史研究所 1989, 287]。引用者訳。

(注32) 1992年11月12日吉林省舒蘭県水曲柳鎮岡街村の安永泉(男、調査当時88歳)に対する聞き取り調査である。

(注33) 1995年4月16日水曲柳鎮錦徳村林家油房の林権(男、調査当時75歳)に対する聞き取り調査である。

(注34) 1992年11月12日水曲柳鎮岡街村の柴国清(男、調査当時74歳)に対する聞き取り調査である。

(注35) 「牡丹江憲兵隊長致関東軍司令官報告」[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院 1991, 719]。引用者訳。

(注36) 「関東憲兵隊司令官致関東軍司令官的報告」[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院 1991, 728-729]。引用者訳。

(注37) 第1次から第4次にかけての移民は在郷軍人を主体とした武装移民であるが、実はその後の移民も兵器を装備していた。

(注38) この事件に対しては、日本側は謝文東事件あるいは依蘭事件、依蘭事変と言う。中国側では土龍山事件、または土龍山農民暴動と称する。現在、事件が起こったところに、「土龍山農民暴動記念碑」が建てられているが、そこには、謝文東の名前は記されていない。1939年、謝文東は日本支配者に帰順し、さらに、45年以降の国共内戦の際に、共産党と敵対し、解放後に処刑されたからであろう。

(注39) 「密山県政府關於日寇移民団強占九洲屯の状況調査」[中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院 1991, 735]。

(注40) 稲垣征夫「關於更換移民名称の問題」[黒龍江省档案馆・黒龍江省社会科学院歴史研究所

1989, 61]。

(注41) 『満洲開拓年鑑』昭和19年版 221ページによると、300元である。

(注42) 1990年11月17日吉林省舒蘭県小城郷四合村の張春(男、当時60歳)に対する聞き取り調査である。

(注43) 1936年5月小城鉄道自警村移民が入植する前の入植地は任家街という名前だったが、鉄道自警村移民が入ったので、自警村と称し、日本敗戦後には、村の名前を自景村とした。警と景の中国語の発音は同じである。

(注44) 1990年11月17日調査した吉林省舒蘭県小城郷自景村の李樹春(男、調査当時78歳)に対する聞き取り調査である。

(注45) この表に掲げた以外の省の状況についての資料は現在見つかっていない。

(注46) 満洲国開拓総局「満洲開拓第二期五ヶ年計画実行方策案」[『満洲移民関係資料集成』第5巻 235ページ]。

(注47) 山形県西村山郡高松村と柴橋村が合同して編成した阿城県高柴集開拓団である。

文献リスト

日本語文献

浅田喬二 1973. 『日本帝国主義下の民族革命運動——台湾・朝鮮・「満洲」における抗日農民運動の展開過程——』未来社。

——1976 「満洲農業移民の富農化・地主化状況」『経済学論集』(駒沢大学経済学会) 第8巻第3号。

永安屯開拓団史刊行会 1978. 『満洲永安屯開拓団史』あづま書房。

喜多一雄 1944. 『満洲開拓論』明文堂。

小林龍夫・島田俊彦・稲葉征夫編 1965. 『現代史資料(1)』みすず書房。

島木健作 1940. 『満洲紀行』創元社。

孫玉玲・趙東輝 1997. 「遼寧省大窪県に侵入した日本人開拓団に関する調査」西田勝編集代表『近代日本と「偽満州国」』不二出版。

大東亜省編 1943. 『満洲開拓拾年史』。

高橋幸春 1995. 『絶望の移民史』毎日新聞社。

- 滝本実春 1965. 「土龍山事件」満洲回顧集刊行会『あゝ満洲』.
- 東亜経済調査局 1933. 『住木斯移民の実況』.
- 東宮大佐記念事業委員会 1940. 『東宮鉄男伝』.
- 中村雪子 1983. 『麻山事件』草思社.
- 長野県更生協会 1939. 「大日向村第一年度建設状況報告」(山田昭次編『近代民衆の記録6 満州移民』新人物往来社 1978年所収).
- 瀋江省公署 1939. 『第3次開拓団瑞穂村建設五ヶ年史』(秘)(瑞穂村開拓刊行委員会編『第3次開拓団・あゝ瑞穂村』1982年所収).
- 古海忠之 1999. 「満洲に於ける日本開拓政策に関する罪行」新井利男・藤原彰編『侵略の証言』岩波書店.
- 松田國男 n.d. 『聞き書き・満州開拓』私家版.
『満州移民関係資料集成』第5巻 富士出版 1990年.
- 満州移民史研究会 1976. 『日本帝国主義下の満州移民』.
- 満洲開拓史復刊委員会 1980. 『満洲開拓史』.
『満洲開拓年鑑』各年版 満洲国通信社.
『満洲経済年報』各年版 南満洲鉄道株式会社産業部改造社.
- 満洲国軍政部顧問部編 1936. 『満洲共産匪の研究』第二輯(巖南堂書店 1969年復刻).
- 満洲国最高検察庁 1941. 「満洲国開拓地犯罪概要」(山田昭次編『近代民衆の記録6 満州移民』新人物往来社 1978年所収).
- 満洲拓殖公社 1940. 「業務概要(第七十六回帝国議会説明資料)」(『満州移民関係資料集成』第11巻 不二出版 1991年所収).
- 1944. 『業務概要(第八十六回帝国議会説明資料)』(『満州移民関係資料集成』第12巻 不二出版 1991年所収).
- 満鉄経済調査会 1936. 『満洲農業移民根本方策』(立案調査書類第二編第一巻第七号).
- 武藤竜三 1998. 「日高見のこと」武藤竜三他編『日高見開拓団誌』私家版.
- 山田豪一 1962. 「満洲における反満抗日運動と農業移民」『歴史評論』143号(7月).
- 山田昭次編 1978. 『近代民衆の記録6 満州移民』新人物往来社.
- 歴史教育者協議会大学部会満州移民研究会編 1977. 「大日向村満州移民聞き書き——長野県南佐久郡大日向村(現佐久町)——」(山田昭次編『近代民衆の記録6 満州移民』新人物往来社 1978年所収).
- 中国語文献
黒龍江省档案馆・黒龍江省社会科学院歴史研究所編 1989. 『日本向中国東北移民』.
- 金名世 1993. 「日本向偽三江, 吉林省移民」孫邦主編『偽満資料叢書・経済略奪』長春 吉林人民出版社.
- 梁玉多 1997. 「日本“開拓団”入侵依蘭県北靠山屯情況調査」東北淪陷十四年史編集委員会『東北淪陷史研究』1997年第1期.
- 孫継武他 2002. 『日本向中国東北移民の調査与研究』長春 吉林文史出版社.
- 王楓林 1991. 「土龍山抗日暴動親歴記」政協黒龍江省委員会文史資料委員会・政協方正県委員会文史資料委員会編『夢碎「満洲」——日本開拓団覆滅前後——』哈爾濱 黒龍省出版社.
- 王希亮 1988. 「關於日本向中国東北移民の几个問題」『東北史研究導報』1988年第2期.
- 玄照発 1991. 「挑灶溝」政協黒龍江省委員会文史資料委員会・政協方正県委員会文史資料委員会編『夢碎「満洲」——日本開拓団覆滅前後——』哈爾濱 黒龍省出版社.
- 張伝傑・馮堤他著 1996. 『日本略奪中国東北資源史』大連 大連出版社.
- 張鳳鳴 1996. 「日本移民对中国東北土地略奪」東北淪陷十四年史編集委員会『東北淪陷史研究』.
- 中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院編 1991. 『日本帝国主義侵華档案資料選編・東北経済略奪』北京 中華書局.
- [付記] 本論文は, 日本証券奨学財団研究調査助成「環日本海地域の人の交流と社会」(研究代表者・井村哲郎 2000年)の成果の一部である。
(中国北華大学人文学院歴史学部講師)